

○越前市監査基準訓令

令和 2 年 3 月 2 4 日

監査委員訓令第 1 号

改正 令和 4 年 3 月 3 0 日監委訓令第 1 号

目次

- 第 1 章 一般基準(第 1 条—第 7 条)
- 第 2 章 実施基準(第 8 条—第 1 4 条)
- 第 3 章 報告基準(第 1 5 条—第 1 9 条)
- 第 4 章 雑則(第 2 0 条)

附則

第 1 章 一般基準

(趣旨)

第 1 条 本基準は、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。)

第 1 9 8 条の 3 第 1 項に規定する監査基準であり、本基準に従って法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為を実施するものとする。

(監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為の目的等)

第 2 条 越前市(以下「市」という。)において監査委員が行うこととされている

監査、検査、審査その他の行為は、市の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的とする。

2 監査委員は、監査基準に従い公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払って

その職務を遂行するものとし、それによって自ら入手した証拠に基づき意見等を形成し、結果に関する報告等を決定し、これを市長及び関係する行政委員会等(以下「市長等」という。)並びに議会に提出する。

(監査等の範囲及び目的)

第 3 条 本基準における監査、検査、審査その他の行為(以下「監査等」という。)

の範囲は、次に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。

(1) 財務監査(法第 1 9 9 条第 1 項に規定する監査をいう。) 財務に関する事

務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。

(2) 行政監査(法第199条第2項の監査をいう。) 事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。

(3) 財政援助団体等監査(法第199条第7項に規定する監査をいう。) 補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えているもの、出資しているもの、借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせているものの当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査すること。

(4) 決算審査(法第233条第2項又は地方公営企業法第30条第2項の審査をいう。) 決算書その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること。

(5) 例月出納検査(法第235条の2第1項に規定する検査をいう。) 会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか検査すること。

(6) 基金運用審査(法第241条第5項の審査をいう。) 基金の運用状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査すること。

(7) 健全化判断比率等審査(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の審査をいう。) 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること。

2 前項第1号に規定する財務監査は、次に掲げる方法によりこれを行うものとする。

(1) 定期監査 法第199条第4項の規定による毎会計年度少なくとも一回以上期日を定めて行う監査

(2) 随時監査 法第199条第5項の規定による必要があると認めるときに行う監査

3 前2項に規定するもののほか、法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為(監査等を除く。)については、法令の規定に基づき、かつ、本基準の趣旨に鑑み、実施するものとする。

(倫理規範)

第4条 監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に、かつ、本基準に則ってその職務を遂行するものとする。

(独立性、公正不偏の態度及び正当な注意)

第5条 監査委員は、独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、その職務を遂行するものとする。

2 監査委員は、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。

(専門性)

第6条 監査委員は、市の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、その職務を遂行するため、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持及び確保するため研鑽に努めるものとする。

2 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務が本基準に則って遂行されるよう、市の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研鑽に努めさせるものとする。

(質の管理)

第7条 監査委員は、本基準に則って、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するとともに、監査委員の事務を補助する職員に対して、適切に指揮及び監督を行うものとする。

2 監査委員は、監査計画、監査等の内容、判断の過程、証拠及び結果その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書等として作成し、保存するものとする。

## 第2章 実施基準

(監査計画)

第8条 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、リスク(組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。)の内容及び程度、過

去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査計画を策定するものとする。

2 監査委員は、当該監査計画において、実施方針、監査等の種類、対象、時期、実施手順等を定めるものとする。

3 監査委員は、監査計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜監査計画を修正するものとする。

(リスクの識別と対応)

第9条 監査委員は、監査等の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、監査等を実施するものとする。

(内部統制に依拠した監査等)

第10条 前条のリスクの内容及び程度の検討にあたっては、内部統制の整備状況及び運用状況について情報を集め、判断するものとする。

2 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものとする。

(監査等の実施手続)

第11条 監査委員は、必要な監査等の証拠を効率的かつ効果的に入手するため、監査計画に基づき、実施すべき監査等の手続を選択し、実施するものとする。

2 監査等の手続は、試査又は精査によるものとする。

(監査等の証拠入手)

第12条 監査委員は、監査等の結果を形成するため、必要な監査等の証拠を入手するものとする。

2 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、適宜監査等の手続及び手法を追加して必要な監査等の証拠を入手するものとする。

(各種の監査等の有機的な連携及び調整)

第13条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。

(監査専門委員、外部監査人等との連携)

第14条 監査委員は、必要に応じて法第200条の2第1項及び第2項の規定により、監査専門委員を選任し、必要な事項を調査させることができる。

2 監査委員は、監査等の実施に当たり、効率的かつ効果的に実施することができるよう、監査専門委員、外部監査人等との連携を図るものとする。

### 第3章 報告基準

(監査等の結果に関する報告等の作成及び提出)

第15条 監査委員は、財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係る監査の結果に関する報告を作成し、市長等及び議会に提出するものとする。

2 監査委員は、前項の監査の結果に関する報告については、当該報告に添えてその意見を提出することができるとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。

3 監査委員は、例月出納検査の結果に関する報告を作成し、市長及び議会に提出するものとする。

4 監査委員は、決算審査、基金運用審査及び健全化判断比率等審査を終了したときは、意見を市長に提出するものとする。

(監査等の結果に関する報告等への記載事項)

第16条 監査等の結果に関する報告等(前条第4項に定める意見を含む。)には、原則として次に掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- (1) 本基準に準拠している旨
- (2) 監査等の種類
- (3) 監査等の対象
- (4) 監査等の着眼点(評価項目)
- (5) 監査等の実施内容
- (6) 監査等の結果

2 前項第6号の監査等の結果には、第3条第1項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

3 監査委員は、別表に定める処置基準の区分に応じ、是正又は改善が必要であ

る事項が認められる場合にあっては、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

(令4 監委訓令1・一部改正)

(合議)

第17条 監査等のうち、次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告(財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係るものに限る。以下同じ。)の決定
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の決定
- (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の決定
- (4) 決算審査に係る意見の決定
- (5) 基金運用審査に係る意見の決定
- (6) 健全化判断比率等審査に係る意見の決定

2 監査委員は、監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を市長等及び議会に提出するとともに公表するものとする。

(公表)

第18条 監査委員は、次に掲げる事項を監査委員全員(除斥その他の事由により監査等を実施しなかった監査委員を除く。)の連名で公表するものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告の内容
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の内容
- (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容

(措置状況の公表等)

第19条 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出したもの及び監査の結果に関する報告に係る勧告をしたものから、措置の内容の通知を受けた場合は当該措置の内容を公表するものとする。

2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出したもの及び監査の結果に関する

る報告に係る勧告をしたものに、適時、措置状況の報告を求めるよう努めるものとする。

#### 第4章 雑則

(その他)

第20条 監査等の実施にあたり、本基準に定められていない事項については、一般に公正妥当と認められる他の関連する基準等を参考にするものとする。

#### 附 則

本訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月30日監委訓令第1号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第16条関係)

(令4監委訓令1・追加)

区分	内容	処置の内容
勧告	1 法令等に明確に違反しており、直ちに是正されなければ、市民生活や市政に多大な影響が発生すると認められるもの又は現に発生しているもの 2 その他適正を欠く事項で是正、改善の兆候が認められず、特に措置を講じる必要があると認められるもの	具体的内容を監査結果報告書に記載し、市長等及び議会に報告するとともに、公表する。 また、措置状況の報告を求めるものとする。
指摘事項	1 法令等に明確に違反し、適正に処理していないもの 2 損害が現に発生し、又は発生するおそれが高いと認められるもの 3 事務処理等が著しく不適切で、公務の執行や信頼性などに大きな影響を及ぼすもの 4 故意又は重大な過失によると認められるもの 5 これまでの監査で指摘、指導した事項で改善	のとする。

	の兆候が認められないもの
意見	<p>1 組織及び運営の合理化に資するために、改善や検討を望むもの</p> <p>2 その他監査委員が、特に要望する必要があると認められるもの</p>

注 指摘事項までに至らず軽微な誤り等と認められるものについては、所管課に対して口頭にて指導し改善を促すものとする。